

浜松市教育委員会会議次第

令和3年3月16日(火)

13時00分

教育委員会室

1 開 会

2 会議録署名人の決定(安田委員、神谷委員)

3 会期の決定

4 議 事

(1) 議 案

【議決案件】

第14号議案 浜松市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について (教育総務課)

第15号議案 ※非公開

第16号議案 ※非公開

5 閉 会

第 1 4 号 議 案

令和 3 年 3 月 1 6 日 提 出

浜松市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

浜松市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 花 井 和 徳

浜松市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則（案）

浜松市教育委員会事務局事務分掌規則（平成 1 9 年浜松市教育委員会規則第 2 号）の
一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(分掌事務) 第 3 条 前条に規定する課の分掌事務の概目 は、次のとおりとする。 学校教育部 教育総務課 (略) 教育施設課 (1) <u>学校施設等の整備及びその総合調整に 関すること。</u> (2) (略) (3) <u>情報教育ネットワークに関すること。</u> (4)～(8) (略)	(分掌事務) 第 3 条 前条に規定する課の分掌事務の概目 は、次のとおりとする。 学校教育部 教育総務課 (略) 教育施設課 (1) <u>学校施設等に係る総合調整に関するこ と。</u> (2) (略) (3)～(7) (略) (8) <u>学校施設等の整備及び長寿命化に関す ること。</u> (9) <u>教育の情報化の推進及び総合調整に関 すること。</u> (10) <u>教育ネットワークに関すること。</u> (11) <u>I C T 教育の環境整備及び活用に関 すること。</u>

教職員課

(1) 教職員の定数及び配置に関すること。

(2)～(8) (略)

指導課・健康安全課 (略)

(職制)

第4条 (略)

2 次の表の左欄に掲げる課に、同表の右欄に掲げる特命事項に係る事務を処理させるため、同表の中欄に掲げる担当課長を置く。

課	担当課長	担当事務
教 育 総 務 課	(略)	
指 導 課	(略)	

3 (略)

(12) 校務の情報化の総括に関すること。

教職員課

(1) 教職員の定数及び配置並びに教員の採用に関すること。

(2)～(8) (略)

指導課・健康安全課 (略)

(職制)

第4条 (略)

2 次の表の左欄に掲げる課に、同表の右欄に掲げる特命事項に係る事務を処理させるため、同表の中欄に掲げる担当課長を置く。

課	担当課長	担当事務
教 育 総 務 課	(略)	
教 育 施 設 課	ICT教育 推進担当 課長	(1) <u>教育の情報化の推進及び総合調整に関すること。</u> (2) <u>教育ネットワークに関すること。</u> (3) <u>ICT教育の環境整備及び活用に関すること。</u> (4) <u>校務の情報化の総括に関すること。</u>
教 職 員 課	採用管理 担当課長	(1) <u>教職員の定数及び教員の採用に関すること。</u> (2) <u>教育センターとの連絡調整に関すること。</u>
指 導 課	(略)	

3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(第14号議案の説明資料)

教育総務課

浜松市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

(提案理由)

学校施設長寿命化計画の策定及び令和3年4月1日付けの組織改正に伴う新たな分掌事務などを規定するため、規則の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 分掌事務の追加(第3条)

学校施設長寿命化計画策定に伴い、教育施設課の分掌事務に「学校施設等の整備及び長寿命化に関すること。」を加えるものです。

2 担当課長の新設(第3条、第4条第2項)

ICT教育推進担当課長及び採用管理担当課長を新設することに伴い、その職務に関する規定を整備するものです。

(施行期日)

この規則は、令和3年4月1日から施行するものです。

